

使用料規程

第 I 章 総則

1. 目的

この規程は、一般社団法人 学術著作権協会（Japan Academic Association for Copyright Clearance 以下略称 JAC という）が管理する国内著作物および海外管理著作物の利用範囲および使用料を定めることを目的とする。

2. 定義

この規程における用語の定義は次の通りとする。

- 1) 「複写」とは、紙またはフィルム形式の著作物の複写による複製をいう。
- 2) 「譲渡」とは、複写物を公衆に提供することをいう。
- 3) 「複写目的電子化」とは、著作物の複写利用を目的とし、著作物の画像入力によるファイルを作成し、コンピューターに蓄積することをいう。
- 4) 「複写権等」とは、「複写」、「譲渡」、「複写目的電子化」およびファクシミリによる送信に係る権利をいう。
- 5) 「出版物の小部分」とは、出版物全体の 30% または 60 頁の何れか少ない方を超えないことをいい、また「少数部」とは、20 部以内をいう。

3. 契約の締結

利用者は、本規程に定める方式により JAC と許諾契約書を締結しなければならない。ただし、著作権法に別段の定めがあるときは、この限りではない。

4. 区分

JAC が著作権を管理する著作物の使用料は、利用態様の区分に応じて次の通りとする。

1) 国内著作物の複写（第二章）

（1）著作物の複写物の頒布（第三者への提供）を目的としない複写（第二章 1.）

- ① 出版物の小部分かつ少数部の複写
- ② その他の複写（①の範囲を超える複写）

（2）著作物の複写物の頒布（第三者への提供）を目的とする複写（第二章 2.）

（3）著作物の複写を目的とする電子化とその利用（第二章 3.）

2) 海外管理著作物の複写（第三章）

（1）著作物の複写物の頒布（第三者への提供）を目的とする複写（第三章 1.）

① 個別許諾および個別期間限定許諾（TRS）方式による複写

（2）著作物の複写物の頒布（第三者への提供）を目的としない複写（第三章 2.）

① 調査・年間許諾（AAS）方式による複写

3) 国内著作物および海外管理著作物の電子的複製等（第四章）

利用者の内部における利用、政府機関等への各種申請、もしくは顧客等の要請に応じて 1 部を提供するためにする著作物の複写または電子的方法による複製、ならびにこれらの複写物もしくは複製物の頒布または送信

## 5. 実態調査による使用料決定方法

### 1) 業種別に実態調査を行い使用料を決定する方法（第Ⅱ章2. -1) - (3) 及び第Ⅲ章2. -1) - (3) -①に適用)

- (1) 利用者毎に5週間の複写実態調査を行う。その結果の複写枚数(A)を利用者が属する業種別に集計し、これを10倍(50週=1年)して業種別の年間複写総枚数( $\Sigma A$ )を算出する。
- (2) 複写実態調査とともに、利用者の複写使用者調査を行う。利用者が提出する複写使用者の人数(B)を業種別に集計し、業種別複写使用者総数( $\Sigma B$ )を算出する。
- (3) 業種別年間複写総枚数を業種別複写使用者総数で割った数字を、業種別年間一人当たりの平均複写枚数とする( $\Sigma A / \Sigma B$ )。
- (4) 業種別年間一人当たりの平均複写枚数に、著作物1頁当たりの単価を乗じて、業種別複写使用者一人当たりの年間使用料(C)を決め、これを利用者に通知する。
- (5) 所属業種の複写使用者一人当たりの年間使用料(C)に、利用者の複写使用者数(B)を乗じた金額を、利用者の年間使用料とする。

### 2) 利用者毎に実態調査を行い使用料を決定する方法（第Ⅲ章2. -1) - (3) -②に適用)

- (1) 業種別に複写使用者一人当たりの年間使用料を決定することが困難な場合は、ある期間、利用者による5週間の実態調査で得られた複写枚数を10倍して、これに著作物1頁当たりの単価を乗じて得た金額を年間使用料とする。
- (2) 契約後2年目の年間使用料を決定する場合は初年度の実態調査によって算出される計算値と2年目の計算値の平均値を当該年度の年間使用料として請求する。以後 翌年度以降も同様の計算を行う。

尚、計算値は次のように算出する。

- ① 実態調査を実施する場合：5週間の実態調査で得られた複写枚数を10倍して、これに著作物1頁当たりの単価を乗じて得た金額とする。
- ② 実態調査を実施しない場合：前年度の実態調査で得られたデータのうち当該年度の委託著作物に該当する枚数を10倍し、これに著作物1頁当たりの単価を乗じて得た金額とする。

### 3) 複写実態調査の基本（第Ⅱ章2. -1) - (3) および第Ⅲ章2. -1) - (3) -①、②に適用)

- (1) 利用者は、JACが実施する複写実態調査(以下調査という)に対し、JACに対し協力しなければならない。
- (2) 調査の対象は、複写実態調査と複写使用者調査とする。
- (3) 複写実態調査の期間は、5週間とする。
- (4) 調査は原則として2年に1回の割合で実施する。
- (5) JACは、利用者に調査依頼を行った後、調査が正確に行われるよう、必要に応じて現地における調査状況を確認することができる。

## 第Ⅱ章 国内著作物の複写

(本章における「著作物」は JAC が複写権等の管理委託を受けている国内著作物とする)

### 1. 著作物の複写物の頒布（第三者への提供）を目的としない複写

#### 1) 出版物の小部分かつ少数数の複写

##### (1) 契約方式

利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結しなければならない。

- ① 個別許諾契約：複写を行う都度、JAC から許諾を得、使用料を支払う方式。
- ② 包括許諾契約：一定期間の複写を包括的に許諾する方式で、次の2方式がある。
  - (i) 実額方式：期間内に行われた複写利用の実態に基づいて使用料を算出し支払う方式。
  - (ii) 定額調査方式：予め行う調査によって推計する著作物の期間内の複写量に基づいて、使用料を算出し支払う方式。

##### (2) 使用料

###### ①個別許諾契約

使用料＝2円×複写される著作物の頁数×複写部数

###### ②包括許諾契約

(i) 実額方式：契約期間の使用料＝2円×期間内複写量

(ii) 定額調査方式：契約期間の使用料＝2円×期間内推計複写量

但し、①、②共にファクシミリ送信を伴う複写およびファクシミリ送信のみの利用の場合は2円を10円として適用する。

#### 2) その他の複写（第Ⅰ章2. -5)) の範囲を超える場合の複写)

##### (1) 契約方式

利用者は、前項 1) - (1) に規定する個別許諾契約又は包括許諾契約のいずれかの方式により許諾契約を締結しなければならない。

##### (2) 使用料

前項 1) - (2) に規定する個別許諾契約及び包括許諾契約に関する使用料の単価2円を10円として適用する。

### 2. 著作物の複写物の頒布（第三者への提供）を目的とする複写

#### 1) 契約方式

JAC が管理する国内著作物の複写物を頒布（第三者への提供）することを目的として複写しようとする者は、JAC と、次の3種類の許諾契約のいずれかの方式による許諾契約を締結しなければならない。

- (1) 個別申請方式：複写利用する著作物を特定した個別の申請に基づき、使用料を支払う条件で許諾契約を締結する方式。
- (2) 期間限定一括方式：3ヶ月以内の利用計画をとりまとめた利用者の事前申請に基づき、許諾契約を締結し、利用者が結果を報告し、使用料を支払う方式。
- (3) 業種別包括方式：特別に頒布（第三者への提供）を許諾する場合として業種別に年間使用料を支払う条件で許諾する方式。(第Ⅰ章5. -1) に定める方法)

#### 2) 許諾の範囲

- (1) JAC が利用者に許諾を与える範囲は、著作物の60頁以内で100部以内での複写を原則とする。
- (2) (1) の複写に伴い著作物についてファクシミリ送信を行うこと。

### 3) 使用料とその定め方

- (1) 許諾契約における使用料は、著作物1頁につき1部10円とする。この金額は、著作物の複写権および複写物を頒布（第三者への提供）する権利（譲渡権）の使用料を含む。
- (2) 本節（第Ⅱ章2.）-1）-（3）の場合は第Ⅰ章5.-1）に定める方法にて著作物1頁当たりの単価10円を用いて使用料を決定する。

### 4) 頒布の場合の表示義務

- (1) 利用者は、頒布（第三者への提供）する複写物に、著作権表示および無許諾での二次的複写等が許されないことを明記しなければならない。
- (2) 頒布（第三者への提供）が有償、無償を問わず上記表示をすること。

## 3. 著作物の複写目的電子化とその利用

### 1) 利用範囲

利用者に許諾を与える利用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 著作物の画像入力によるファイル（以下「イメージファイル」という）を作成し、利用者のコンピューターに蓄積すること。
- (2) 複写物の作成に必要な検索情報を作成し、コンピューターに蓄積すること。
- (3) 利用者に所属する者がイメージファイルを閲覧し、利用者の構内で複写物を作成すること。
- (4) (3)により作成した複写物を公衆に譲渡すること。ただし、譲渡する複写物の量は必要最低限度とし、提供する複写物には、著作権表示および無許諾の二次的複写等が許されないことを明記しなければならない。
- (5) (3)の複写に伴い著作物についてファクシミリ送信を行うこと。

### 2) 契約方式

JACが管理する限定的国内著作物を、複写目的で電子化し、利用しようとする者は、JACと、本節（第Ⅱ章3.）に定める方式により許諾契約を締結しなければならない。

### 3) 禁止事項

本節（第Ⅱ章3.）-1）の利用範囲には、次の事項を含まない。

- (1) 著作物を改変すること。
- (2) イメージファイルを本節（第Ⅱ章3.）-1）-（3）以外の目的に利用すること。
- (3) イメージファイルを第三者に譲渡または貸与すること。

### 4) 使用料

著作権の使用料は、次のとおりとする。

- (1) 電子化料金：本節（第Ⅱ章3.）-1）-（1）に係る使用料、著作物1頁につき30円。
- (2) 複写料金：本節（第Ⅱ章3.）-1）-（3）～（5）に係る使用料、著作物1頁につき1部10円。  
ただし、本節（第Ⅱ章3.）-1）-（3）の利用のうちイメージファイルを閲覧するのみの場合は使用料は不要とする。

### 5) 使用料の支払い

利用者は、許諾契約に基づき締切日毎に、JACに対し著作物の利用実績を報告し、本節（第Ⅱ章3.）-4）に定める使用料を支払わなければならない。

### 第三章 海外管理著作物の複写

(本章における「著作物」は JAC が複写権等の管理委託を受けている海外管理著作物とする)

#### 1. 著作物の複写物の頒布（第三者への提供）を目的とする複写

##### 1) 個別許諾および個別期間限定許諾（TRS）方式による複写

###### (1) 契約方式

- ① 個別許諾方式：複写利用する著作物を特定した個別の申請に基づき許諾する方式。
- ② 個別期間限定許諾（TRS）方式：契約の有効期間を1年以内に限定し、3ヶ月毎に複写した著作物のタイトル・複写量を報告し、それに基づいて許諾する方式。

###### (2) 許諾の範囲

許諾の範囲は次の利用を含む。原則として著作物の小部分かつ少数の複写利用とし、必要と認められる範囲内とする。複写物の使用は国内に限定される。

- ① 著作物または著作物の複製物を紙・フィルム等に複写すること。
- ② ①による複写物を頒布（第三者への提供）すること。
- ③ ①の複写に伴い著作物についてファクシミリ送信を行うこと。

###### (3) 使用料

- ① 使用料は、著作物の複写1頁1部につき、100円とする。  
ただし、海外管理著作物のうち、委託者が指定した著作物については、委託者が決定した額とする。
- ② 利用者は、許諾契約に基づき締切日毎に、JAC に対し著作物の利用実績を報告し、本節（第三章1.）-1）-（3）-①に定める使用料を支払わなければならない。

###### (4) 頒布（第三者への提供）の場合の表示義務

利用者は、第三者に提供する複写物に、著作権表示および無許諾での二次的複写等が許されないことを明記しなければならない。

ただし、次の3条件をすべて満たす場合は頒布（第三者への提供）目的の利用もAAS方式による複写の許諾の範囲に含ませることができる。

- ① 頒布により対価を取らないこと
- ② 著作物の小部分かつ少数の複写
- ③ 継続的かつ反復的に頒布しないこと

#### 2. 著作物の複写物の頒布（第三者への提供）を目的としない複写

##### 1) 調査・年間許諾（AAS）方式による複写

###### (1) 契約方式

予め本節（第三章2.）-1）-（3）に定める方法により算出される年間複写使用料を支払う条件で許諾する方式。

###### (2) 許諾の範囲

許諾の範囲は次の利用を含み、頒布（第三者への提供）目的の利用は含まない。原則として著作物の小部分かつ少数の複写利用とする。

- ① 著作物または著作物の複製物を紙・フィルム等に複写すること。
- ② ①の複写に伴い著作物についてファクシミリ送信を行うこと。

### (3) 使用料とその定め方

この方式における複写利用の年間複写使用料は、次の方法により定める。

#### ①業種別に行う実態調査による使用料決定方法

- (i) 第I章5.-1)に基づき1頁当たり単価60円と定める料金に従い、業種別に行う実態調査による使用料決定法に従い実態調査で得られた複写枚数と使用者数から年間使用料を決定する。
- (ii) 前節(第III章1.)-1)項ただし書きによる外部頒布を含む許諾契約を行う場合は著作物1頁当たりの単価100円を乗じて年間使用料とする。

#### ②利用者毎に行う実態調査による使用料決定方法

- (i) 業種別に複写利用者一人当たりの年間使用料を決定することが困難な場合、第I章5.-2)に基づき5週間の実態調査で得られた複写枚数を10倍して、これに単価60円を乗じて年間使用料を決定する。

### (4) 使用料の支払い

- ① 本節(第III章2.)-1)-3)により利用者の年間使用料が算出された後、JACは利用者に対して年間使用料を請求する。利用者は、請求書を受け取った日から2ヶ月以内に支払わなければならない。

#### 第IV章 国内著作物および海外管理著作物の電子的複製等

##### 1. 契約方式

利用者は、包括許諾方式（一定期間の著作物の電子的方法による複製等を包括的に許諾し、利用者の業種区別に定められた算定基準従業員（利用者またはその連結子会社の指揮監督のもとで業務に従事する者をいい、雇用契約、請負契約、派遣契約その他いかなる契約に基づくものであるかを問わない。以下同じ。）一人当たり年間使用料単価に基づき利用者の年間使用料を算出する方式）により許諾契約を締結しなければならない。

##### 2. 使用料

この方式における業種区別の算定基準従業員一人当たり年間使用料は次表のとおりとする。

(表)

階層	業種区分	算定基準従業員一人当たり 年間使用料単価
1.	消費者サービス	450円
	卸売、小売業	
	衣服、繊維、アパレル等	
	運送サービス、運送設備	
2.	金属製品を含む金属	1,000円
	ビジネスサービス	
	一般金融（銀行、保険、不動産、及びこれらの 持株会社を含む）	
	会員機関	
	建設	
	電機、電子機器	
	電気、ガス会社	
	航法、誘導装置	
	機械	
	農業、食物、たばこ	
	木材、紙、その他関連製品	
石材、粘土、ガラス		
ゴム製品		
3.	航空機、航空宇宙	1,300円
	電子部品	
	科学機器	
	ラジオ、テレビ、通信機器	
	診療所、総合病院	

4.	コンピューター、ソフトウェア、システム設計	1, 900円
	証券、商品仲介業者	
	化学製品	
	燃料	
	出版	
	遠隔通信サービス コンサルティング、(非科学的) 研究	
5.	科学研究	4, 200円
	製薬、ヘルスケア	

### 3. 本章に関する備考

1) 本章1. に定める許諾契約の許諾範囲は、利用される国において適用される著作権法において著作権者の権利が制限される場合を除き、以下のとおりとする。

(1) 利用者またはその連結子会社の従業員等（利用者またはその連結子会社の役員、従業員、その他その法人の管理下で労務を提供する者をいう。以下「利用従業員等」という。）が、すでに許諾を受けて適法に電子データ化されている著作物（以下「既電子化著作物」という。）を電子的複製（利用者またはその連結子会社とその施設内部での利用のみを目的として利用するコンピューター、ネットワークサーバーまたは当該ネットワークに追加の記憶容量を与える物理的な媒体（CD-ROM および DVD 等）上に、保存、蓄積、アップロードまたはダウンロードの方法で電子的に複製することをいう。以下同じ。）すること。

(2) 利用従業員等が、自ら利用または他の利用従業員等の用に供する目的で、既電子化著作物を電子的複製または紙もしくはフィルムに複製し、当該複製物を他の利用従業員等に送信し、または他の利用従業員等に頒布すること、および上記目的のために紙またはフィルム形式の著作物を複写し、当該複写物を他の利用従業員等に頒布し、または他の利用従業員等にファクシミリによる送信を行うこと。

ただし、日本国内において、紙またはフィルム形式の国内著作物を複写し、当該複写物を頒布またはファクシミリによる送信を行うことを含まない。

(3) 利用従業員等が、日本国政府機関、地方自治体または他国政府関連機関等に対する各種申請を目的として、規制に対応するために必要な範囲において既電子化著作物を電子的複製または紙もしくはフィルムに複製し、当該複製物を当該機関等に送信し、または当該機関等に頒布すること、および上記目的のために必要な範囲で紙またはフィルム形式の著作物を複写し、当該複写物を当該機関等に頒布し、または当該機関等にファクシミリによる送信を行うこと。

(4) 利用従業員等が、顧客、依頼人または潜在的な顧客に対し、その要請に応じて、利用者もしくはその連結子会社の製品またはサービスに関する情報を提供する目的で、既電子化著作物を電子的複製または紙もしくはフィルムに複製し、当該複製物を1部に限り当該顧客等に送信し、または当該複製物を1部に限り当該顧客等に頒布すること、および上記目的のために紙またはフィルム形式の著作物を複写し、当該複写物を1部に限り当該顧客等に頒布し、または当該複写物を1部に限り当該顧客等にファクシミリによる送信を行うこと。

ただし、日本国内において、紙またはフィルム形式の国内著作物を複写し、当該複写物を頒布またはファクシミリによる送信を行うことを含まない。



(5) 市場において既電子化著作物が入手できない場合に限り、上記(1)から(4)までの利用を行う前提として、紙またはフィルム形式の著作物を電子的形式(PDF形式またはその他の画像取込みフォーマットであって忠実かつ正確に再現されるもの)に変換すること。

2) 次の行為は本章1. に定める許諾契約の許諾範囲には含まれない。

- (1) 定期刊行物、書籍、雑誌、新聞等の全てまたは実質的に全てを複製すること。
- (2) 著作物を改変すること。
- (3) 本章3. 1)(3)および(4)で明示された場合を除き、著作物またはその複製物を第三者へ提供すること。
- (4) 著作物の購読または購入に実質的に取って代える目的で、著作物を複製すること。
- (5) 継続的かつ反復的に複製し提供または頒布すること。
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の2第1項に基づく情報の提供など、利用者またはその連結子会社の日常的業務として反復継続的に情報を提供すること。
- (7) 上記に掲げるものの他、当該複製の態様が当該著作物の通常の利用を妨げ、著作権者の正当な利益を不当に害すると認められる場合。

附則 この使用料規程は、2015年4月15日から実施する。